パピルス年金

拠出型企業年金保険

PR期間 2024年4月1日(月)～ 6月21日(金)（申込締切日）

申込は所属の組合まで

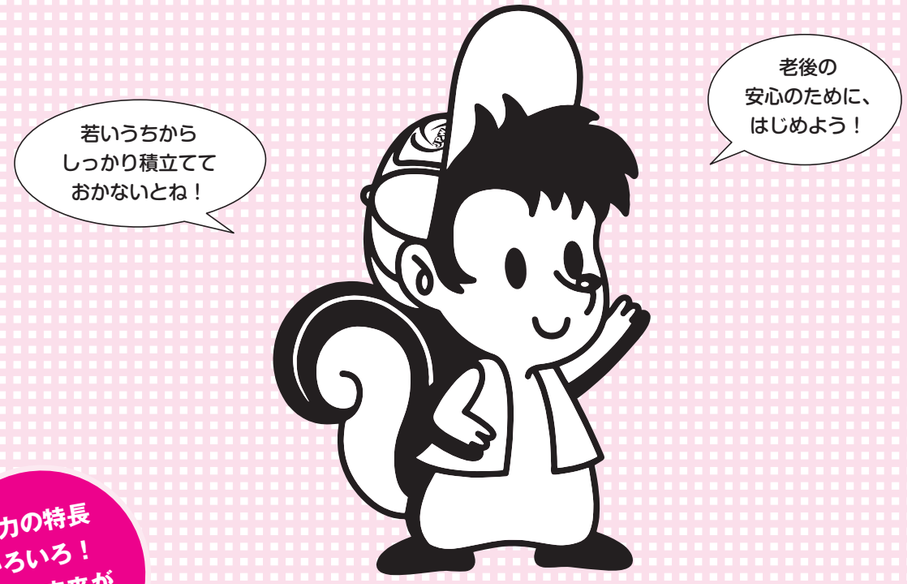

紙パ連合マスコット
（リッキー）

魅力の特長 いろいろ！ 明るい未来が広がります。

1 税法上の取扱い

- 個人年金保険料控除（ただし、満50歳を超えて加入した方は、一般の生命保険料控除）が受けられます。
- 脱退一時金は、一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
  ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
  税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

2 便利な積立方法

- 毎年掛金の増減ができ、無理のない積立ができます。
- 積立方法は「月払」、「半年払」、「月払と半年払の併用」のいずれかより選択できます。
  また、余裕資金で一時払もできます。
- 指定口座からの自動引落しで便利です。

3 豊富な年金種類

- 年金種類は6種類あります。積立完了時に1種類を選択できます。
- 年金にかえて一時金での受取も可能です。

〔お問い合わせ先〕紙パ連合パピルス年金共済室

フリーダイヤル 0120-47-7117 または各労働組合

※【契約概要】【注意喚起情報】はP9～P10に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会

お問い合わせ先 **紙パ連合パピルス年金共済室** 東京都台東区池之端2-7-17 井門池之端ビル2階
電話 フリーダイヤル **0120-47-7117**

パピルス年金で明るく楽しいシルバーライフを!

意向確認【ご加入前のご確認】

パピルス年金は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

パピルス年金のしくみ

掛　金

- ■ 月　払1口　**1,000円**(3口から100口まで)
- ■ 半年払1口　**10,000円**(3口から100口まで)
- ■ 一時払1口**100,000円**(1口から200口まで)

※払方は「月払」、「半年払」、「月払と半年払の併用」のいずれかより選択できます。
※月払加入者は一時払による積立もできます。

脱退のとき

「脱退一時金」が受取れます。

死亡のとき

「遺族一時金」※(脱退一時金＋払込掛金相当額)が受取れます。

※払込掛金相当額:月払は1ヵ月分、半年払は半年分です。
※遺族とはパピルス年金共済規則第15条に定める遺族の範囲および支給順位によります。

〈基本年金〉　年金受給権取得時の積立金を年金原資として計算した金額です。

ご加入例

- ■ 加 入 年 齢 …30歳(男性)
- ■ 積立完了年齢 …60歳(年金受給開始)
- ■ 月 払 掛 金 … 2万円(20口)
- ■ 半 年 払 掛 金 …10万円(10口)

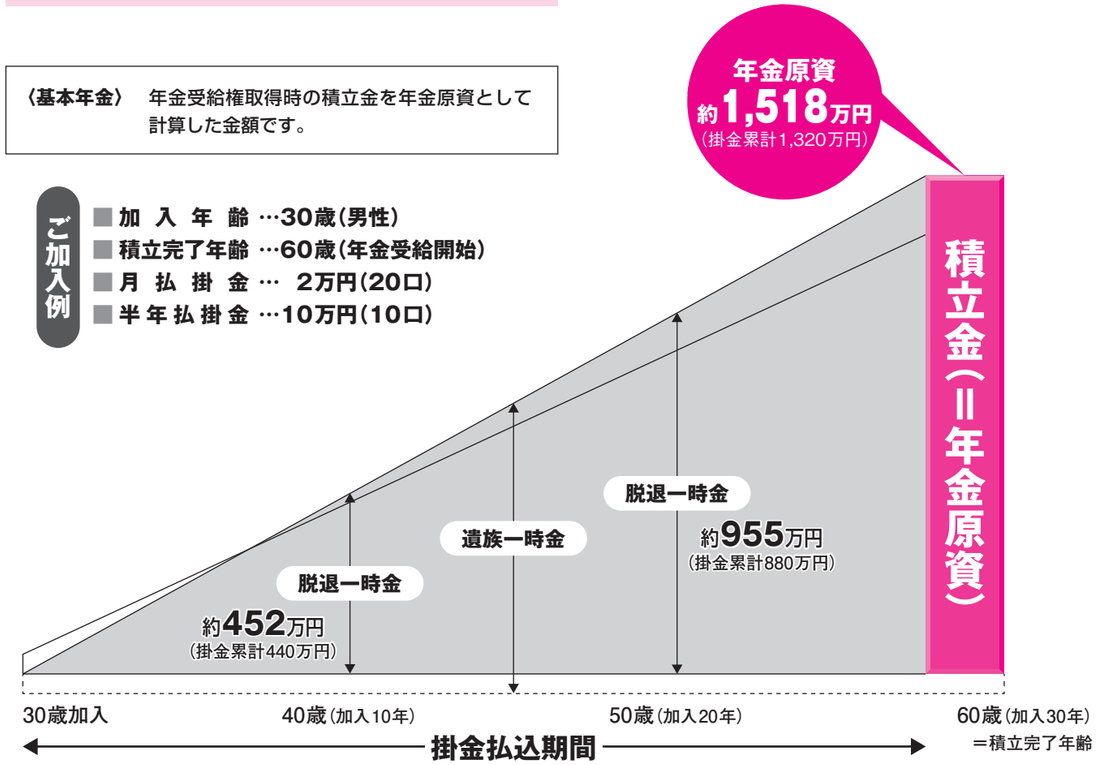

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

(1)年間保険料(月払は20,040万円、半年払は7,480万円)を常に維持していること。
(2)加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
(3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2024年2月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。
記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

年金種類のご紹介

積立完了時に選択

5年2倍型10年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず加入者または遺族が「年金」を10年間受取れます。
前半の5年間は後半の2倍の年金が受取れます。

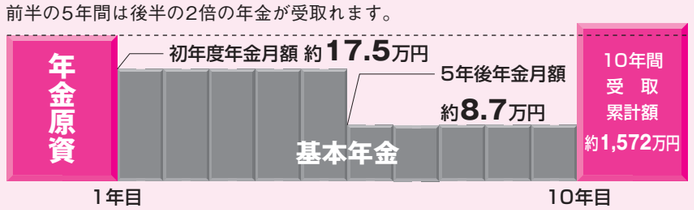

確定年金(10年・15年・20年)コース

【例】10年確定年金　　加入者の生死にかかわらず加入者または遺族が「年金」を10年間受取れます。

15年保証期間付終身年金コース

加入者の生存中、終身にわたり「年金」を受取れます。
15年の保証期間中に加入者が死亡された場合は残余保証期間、遺族が「年金」を受取れます。

15年保証期間付夫婦連生終身年金コース

※夫婦連生年金は配偶者が3歳年下の場合です。

加入者または配偶者が生存中、終身にわたり「年金」を受取れます。
15年の保証期間中に加入者が死亡された場合は残余保証期間、遺族が加入者と同額の「年金」を受取れます。
15年の保証期間経過後に加入者が死亡された場合は、配偶者が加入者の6割の「年金」を受取れます。

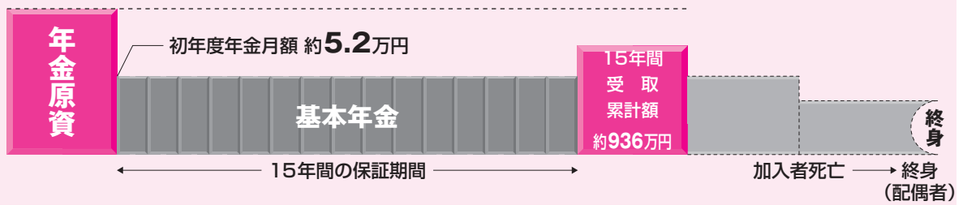

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。
毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。
なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

給付額試算表

1 月払に10口(1万円)加入の場合

加入年数	掛金累計	脱退一時金(積立金)	男性60歳受取開始時の年金月額					
			5年2倍型 10年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付 終身年金	15年保証期間付 夫婦連生終身年金
1 年	120,000 円	約 117,000 円	約 1,300 円	約 1,000 円	約 700 円	約 500 円	約 400 円	約 400 円
2	240,000	235,300	2,700	2,000	1,400	1,000	900	800
3	360,000	354,900	4,100	3,100	2,100	1,600	1,400	1,200
4	480,000	475,800	5,500	4,100	2,800	2,200	1,900	1,600
5	600,000	598,100	6,900	5,200	3,600	2,700	2,400	2,000
6	720,000	721,600	8,300	6,300	4,300	3,300	2,900	2,500
7	840,000	846,500	9,800	7,400	5,100	3,900	3,400	2,900
8	960,000	972,800	11,200	8,500	5,800	4,500	3,900	3,300
9	1,080,000	1,100,500	12,700	9,600	6,600	5,100	4,400	3,800
10	1,200,000	1,229,600	14,200	10,800	7,400	5,700	5,000	4,200
15	1,800,000	1,896,600	21,900	16,600	11,400	8,800	7,700	6,500
20	2,400,000	2,601,300	30,100	22,800	15,700	12,100	10,500	9,000
25	3,000,000	3,346,000	38,800	29,400	20,200	15,600	13,600	11,600
30	3,600,000	4,133,400	47,900	36,300	24,900	19,200	16,800	14,300
35	4,200,000	4,966,200	57,500	43,600	29,900	23,100	20,200	17,200
40	4,800,000	5,847,100	67,800	51,300	35,300	27,200	23,800	20,300

※夫婦連生年金は配偶者が3歳年下の場合です。

2 半年払に10口(10万円)加入の場合

加入年数	掛金累計	脱退一時金(積立金)	男性60歳受取開始時の年金月額					
			5年2倍型 10年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付 終身年金	15年保証期間付 夫婦連生終身年金
1 年	200,000 円	約 196,500 円	約 2,200 円	約 1,700 円	約 1,100 円	約 900 円	約 700 円	約 600 円
2	400,000	395,200	4,500	3,400	2,300	1,800	1,600	1,300
3	600,000	596,000	6,900	5,200	3,500	2,700	2,400	2,000
4	800,000	798,800	9,200	7,000	4,800	3,700	3,200	2,700
5	1,000,000	1,003,900	11,600	8,800	6,000	4,600	4,000	3,400
6	1,200,000	1,211,100	14,000	10,600	7,300	5,600	4,900	4,200
7	1,400,000	1,420,500	16,400	12,400	8,500	6,600	5,700	4,900
8	1,600,000	1,632,100	18,900	14,300	9,800	7,600	6,600	5,600
9	1,800,000	1,846,000	21,400	16,200	11,100	8,600	7,500	6,400
10	2,000,000	2,062,200	23,900	18,100	12,400	9,600	8,300	7,100
15	3,000,000	3,178,800	36,800	27,900	19,100	14,800	12,900	11,000
20	4,000,000	4,357,000	50,500	38,200	26,300	20,300	17,700	15,100
25	5,000,000	5,600,700	64,900	49,200	33,800	26,100	22,700	19,400
30	6,000,000	6,913,700	80,100	60,700	41,700	32,200	28,100	24,000
35	7,000,000	8,300,000	96,200	72,900	50,100	38,700	33,700	28,800
40	8,000,000	9,763,800	113,200	85,700	58,900	45,500	39,700	33,900

※夫婦連生年金は配偶者が3歳年下の場合です。

3 一時払に10口(100万円)加入の場合

加入年数	掛金累計	脱退一時金(積立金)	男性60歳受取開始時の年金月額					
			5年2倍型 10年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付 終身年金	15年保証期間付 夫婦連生終身年金
1 年	1,000,000 円	約 994,500 円	約 11,500 円	約 8,700 円	約 6,000 円	約 4,600 円	約 4,000 円	約 3,400 円
2	1,000,000	1,005,300	11,600	8,800	6,000	4,600	4,000	3,400
3	1,000,000	1,016,100	11,700	8,900	6,100	4,700	4,100	3,500
4	1,000,000	1,027,200	11,900	9,000	6,200	4,700	4,100	3,500
5	1,000,000	1,038,300	12,000	9,100	6,200	4,800	4,200	3,600
6	1,000,000	1,049,600	12,100	9,200	6,300	4,800	4,200	3,600
7	1,000,000	1,061,000	12,300	9,300	6,400	4,900	4,300	3,600
8	1,000,000	1,072,600	12,400	9,400	6,400	5,000	4,300	3,700
9	1,000,000	1,084,300	12,500	9,500	6,500	5,000	4,400	3,700
10	1,000,000	1,096,100	12,700	9,600	6,600	5,100	4,400	3,800
15	1,000,000	1,157,400	13,400	10,100	6,900	5,400	4,700	4,000
20	1,000,000	1,222,300	14,100	10,700	7,300	5,700	4,900	4,200
25	1,000,000	1,291,100	14,900	11,300	7,700	6,000	5,200	4,400
30	1,000,000	1,364,000	15,800	11,900	8,200	6,300	5,500	4,700
35	1,000,000	1,441,300	16,700	12,600	8,700	6,700	5,800	5,000
40	1,000,000	1,523,200	17,600	13,300	9,100	7,100	6,200	5,200

※夫婦連生年金は配偶者が3歳年下の場合です。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
(1)年間保険料(月払は20,040万円、半年払は7,480万円)を常に維持していること。
(2)加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
(3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2024年2月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。
記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。
なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

パピルス年金 ▷▷ ワンポイント

コツコツ長く続けましょう！

◎例えば･･･

月払20口に10年間加入した場合

払込掛金合計額:240万円

積立金▶約245万9,200円

月払10口に20年間加入した場合

払込掛金合計額:240万円

積立金▶約260万1,300円

掛金の払込合計金額が同じでも、加入年数によって積立金が異なります。

加入はお早めに!!

あなたも、月額5万円受取の年金プランをはじめませんか？

厚生年金の開始年齢　満65歳から
（昭和36年4月2日生以降 男性
昭和41年4月2日生以降 女性）

満60歳の平均余命　男性23.59年
女性28.84年
（上記平均余命は、厚生労働省令和4年簡易生命表による）

■年金月額5万円を受取るために必要な積立金額〈60歳開始時〉

年金種類	男女とも同じです
5年2倍型10年確定年金	約432万円
10年確定年金	約569万円
15年確定年金	約829万円
20年確定年金	約1,072万円

年金種類	男　性	女　性
15年保証期間付終身年金	約1,229万円	約1,390万円
15年保証期間付夫婦連生終身年金	約1,440万円	約1,434万円

※夫婦連生終身年金は、夫が3歳年上、妻が3歳年下とした場合の金額です。
※記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

加入は早く、若いうちに！ だから、パピルス年金！
若い人ほど、少ない掛金で無理なく積立てることができます。

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう
＜ご参考＞　公的年金シミュレーター（https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/）
「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。

パピルス年金Q&Aシリーズ

Q1 加入者が払う掛金は全額積立てられるのですか？

A1 加入者が払う掛金はすべてが運用される訳ではありません。
（掛金－紙パ連合事務費－生保会社の事務手数料等）＝純保険料で、これが運用されます。

Q2 引受生命保険会社に万が一の事があった場合、これまでの積立金はどうなるのですか？

A2 紙パ連合では、各生保から四半期毎に決算・経営状況の報告を受け、また、経済専門誌の情報などから“より安心して預けられる生命保険会社”の選択に努めています。また、引受生保会社が破綻した場合にも、「生命保険契約者保護機構」により、責任準備金等の90%を限度として補償されます。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）

Q3 60歳になって年金を受取った時の税金は？

A3 加入者本人が生存中に毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。
（例）30歳・月払1万円で加入し、60歳で10年確定年金（年金月額約36,300円）を開始した場合の60歳時の雑所得金額は

$$\text{60歳時の雑所得金額} = \text{60歳時年金年額435,600円} - \left\{\text{基本年金年額435,600円} \times \frac{(\text{掛金10,000円} - \text{運営事務費160円}) \times 12\text{ヵ月} \times \text{積立期間30年}}{\text{基本年金年額435,600円} \times \text{保証（確定）期間10年}}\right\} = 81{,}360\text{円（概算）}$$

約81,360円が雑所得金額となります。雑所得金額が年間25万円以上の場合は、
年金受給時に上記雑所得金額の10.21%が源泉徴収されますが、改めて他の所得と合算して
確定申告する事により正しい税額に調整されます。

Q4 積立期間中、積立金に税金はかかりますか？

A4 積立期間中は税金はかかりません。

Q5 途中で脱退して、一時金を受取ったときの税金は？

A5 脱退一時金は「一時所得」として、他の所得と合算し課税されます。
脱退一時金は、税法上「一時所得」として所得税の対象となり、他の所得と合算されて課税されます。
しかし、利息相当額が50万円までは非課税で、50万円を超えた場合は超えた金額の半分だけが課税対象額となります。
（ただし他に一時所得がない場合）

$$\text{一時所得の課税対象額} = (\underbrace{\text{脱退一時金額} - \text{払込保険料相当額}}_{\text{利息相当額}} - \underbrace{50\text{万円}}_{\text{一時所得特別控除額}}) \times \frac{1}{2}$$

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。　税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

申込み方法と申込後のスケジュール

申込み方法
- 「加入申込書」に必要事項を記入のうえ、組合役員に提出してください。
- 申込印は引落し口座の届出印をかならずご使用ください。
- 口数等変更の無い方は申込書の提出は必要ありません。

申し込みは簡単！

申込後のスケジュール
2024年4月～6月 申込書提出 → 2024年8月中旬 掛金引落しのご案内 → 8月27日 初回掛金口座引落し → 9月1日 加入日 → 9月下旬 「加入者票」送付 ※8月27日付口座引落し日 → 10月下旬 「保険料控除証明書」送付

掛金の引落しは毎月27日です。
27日が金融機関休業日の場合、引落し日は翌営業日となります。
半年払掛金の口座引落し日は毎年8月27日と2月27日です。

パピルス年金の概要

ご加入に際して

加入資格

◆紙パ連合加盟組合の組合員および組合が認めた方で、申込日現在健康で正常に就業している加入日現在満15歳以上満58歳未満の方。個人年金保険料控除適用になる方は年金受給権取得年齢（満60歳）まで10年以上ある方、満50歳を超えて加入した方は一般の生命保険料控除適用になります。

加入日（責任開始日）

2024年9月1日から加入となります。

掛　金

◆「月払」、「半年払」、「月払と半年払の併用」のいずれかより選択できます。
月払……1口　1,000円。3口以上最高100口
半年払……1口10,000円。3口以上最高100口

◆「一時払」
月払加入者は次の場合に一時払による積立てを行うことができます。
●3月・9月の各1日　●年金受給権取得時
一時払掛金…　1口100,000円。1口以上最高200口。ただし、年金受給権取得時に確定年金を選択した場合の一時払金額は、その時点での積立金額を超えることはできません。

◆掛金にはそれぞれ次の紙パ連合事務費（制度運営事務費）が含まれています。
①月払1.6%　②半年払0.5%　③一時払0.25%

◆掛金は加入者の預金口座からの自動引落しです。また口座は加入者本人名義の預金口座に限ります。

◆掛金の初回引落しは2024年8月27日で、月払だけでなく半年払も同時に引落しされます。なお月払は毎月27日、半年払は毎年2月27日と8月27日に自動引落しされます。（27日が金融機関休業日の場合、引落し日は翌営業日となります。）

◆月払、半年払掛金の口座引落しが残高不足等により不能となった場合は、翌月に再度引落し（月払2ヵ月分）を行ない、再度引落しができなかった場合にはさらに翌々月再度引落し（月払いについては3ヵ月分）を行います。

◆3ヵ月連続して引落しができなかったときは、脱退扱いとなります。

加入・増口・中止

◆年1回定められた申込期間中に限り加入及び増口・一部中止を受け付け9月1日付けで取り扱います。加入者は次の事由がある場合には、お申し出により、加入口数の一部について掛金の払込を中止することができます。
中止の事由＝災害、疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む。）、住宅の取得、教育（親族の教育を含む。）、結婚（親族の結婚を含む。）、債務の弁済、その他加入者が掛金の搬出に支障がある場合。
※中止の場合は払込中止口数分の積立金は、中止時には払出せず積立てておきます。

脱　退

◆資金が必要なときは、中途脱退により一時金が受取れます。

◆積立金の一部の払出しはできませんので、ご注意願います。

◆3ヵ月連続して引落しができなかった場合には脱退となりますので、ご注意願います。

◆脱退のときは、脱退給付金請求書を必ず提出してください。

積立完了年齢

満60歳。ただし満60歳到達日に、希望により満65歳積立完了に変更することができます。

給　付

〈脱退一時金〉
満55歳未満で脱退のとき、および満55歳以上の脱退時または積立完了時に、年金に代えて、一時金を希望のときは、積立金全額を加入者にお支払いします。

〈遺族一時金〉
積立期間中に死亡のときは、脱退一時金に払込掛金相当額（月払は1ヵ月分、半年払は半年分）を加算して遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母…の順）にお支払いします。

〈年金〉
◆年金受取人（保険料負担者）は被保険者本人です。

◆積立完了年齢に到達のとき、または積立完了年齢を満65歳まで延長した方が満65歳に到達する前に脱退したときに、加入者にお支払いします。なお、種類については次の6つのコースの中から1つを選択します。
①5年2倍型10年確定年金コース
②10年確定年金コース
③15年確定年金コース
④20年確定年金コース
⑤15年保証期間付終身年金コース
⑥15年保証期間付夫婦連生終身年金コース

◆個人年金保険料控除適用者は、加入期間が10年以上で、満55歳以上満60歳未満で脱退した場合、次の2つのコースの中から1つを選択します。
①15年保証期間付終身年金コース
②15年保証期間付夫婦連生終身年金コース

◆一般の生命保険料控除適用者は、加入期間が2年以上で、満55歳以上で脱退した場合、積立完了時（満60歳）まで据置き、年金種類を選択します。
※年金の種類は確定年金と終身年金のいずれも選択可能です。
初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択ができません。
支払額二段階型年金・夫婦連生終身年金の場合は初年度年金月額が2万円未満の場合には年金選択できません。

◆積立金を年金原資とする「基本年金」5年2倍型10年確定年金コースは6年目以降基本年金の1/2相当額と、年金受給権取得後の配当金により上乗せされる「増加年金」が受取れます。

◆年金は年4回払とし、3月、6月、9月、12月に3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。

◆年金受給者（遺族を含む）が年金の一時払を請求のときは、将来の年金支払いに代えて残余保証期間の年金現価相当額を、一時金でお支払いします。

◆年金開始後に一時金でお支払いしたときは、15年保証期間付終身年金については、保証期間経過後に加入者が生存の場合、および15年保証期間付夫婦連生終身年金については、保証期間経過後に加入者または配偶者が生存の場合は、年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。

◆15年保証期間付終身年金および15年保証期間付夫婦連生終身年金については、保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

年金の繰延べ

◆最長10年まで年金受給を繰延べすることができます。

◆繰延べ期間中は掛金の払込みおよび口数変更はできません。

◆繰延べ期間は短縮することが可能です。
（年金受給開始希望日の2ヵ月前までに手続きが必要です）

配当金

◆毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。

加入者票等

◆加入者には「加入者票」が発行されます。

◆加入者には年1回「積立金明細書」が発行されます。

◆年金受給権を取得した加入者には、基本年金額等を記載した「年金証書」が発行されます。

税法上の取扱い

掛　金

掛金から紙パ連合事務費を控除した額（保険料）が個人年金保険料控除の対象となります。ただし、満50歳を超えて加入された方は一般の生命保険料控除の対象となります。

脱退一時金

脱退一時金は、一時所得の対象となり、他に一時所得がない場合、年間50万円まで非課税です。50万円超の場合は超過額の2分の1だけが、一時所得として課税対象となります。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

遺族一時金

相続税の対象となります。受取人が法定相続人の場合は、法定相続人1人につき、500万円まで非課税です。

年　金

加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - \left(\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額（見込額）}}\right)$$

※雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

個人情報に関する取扱いについて

＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報〈氏名、性別、生年月日等〉（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提出いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）をご参照ください。

この制度は紙パ連合が引受生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

引受生命保険会社

引受会社　明治安田生命保険相互会社〔事務幹事会社〕　日本生命保険相互会社　富国生命保険相互会社　住友生命保険相互会社

連 絡 先　広域組織法人部法人営業第一部　〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階　電話03-6259-0033

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、
この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。
したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

MY-A-24-企-003399

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

❶ 商品の仕組み

日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会の組合員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。

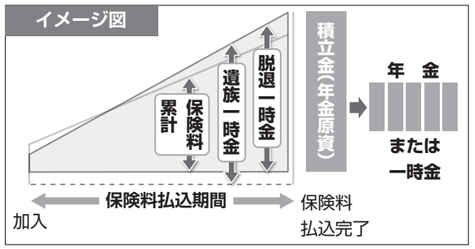

❷ 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、（追加）加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

❸ 積立金（受取予想額）

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

❹ 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金（もしくは一時金）

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金（もしくは年金）

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族年金（もしくは一時金）

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、年金もしくは一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

❺ 配当金

この保険は１年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

❻ 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内２－１－１

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

❶ お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会にお問い合わせください。

❷ 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「（追加）加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

❸ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

❹ 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

❺ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。（ホームページ https://www.seihohogo.jp/）

❻ ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先（注）
明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部　法人営業第一部 03-6259-0033

（注）一般のお手続き等に関するご照会につきましては、日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページ https://www.seiho.or.jp/）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

❼ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払込いただいた保険料全額をそのまま積立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがいまして、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払込いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

❽ 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

❾ ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が１０名未満となった場合、この契約は解約となることがあります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

❿ 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。